



第1.3版から第1.4版：レインフォレスト・ アライアンス農業基準の変更点

サプライチェーン要件



変化が必要

- 私たちは転換点に差し掛かっている。



農地土壤の半数以上が、中程度または著しく劣化している。



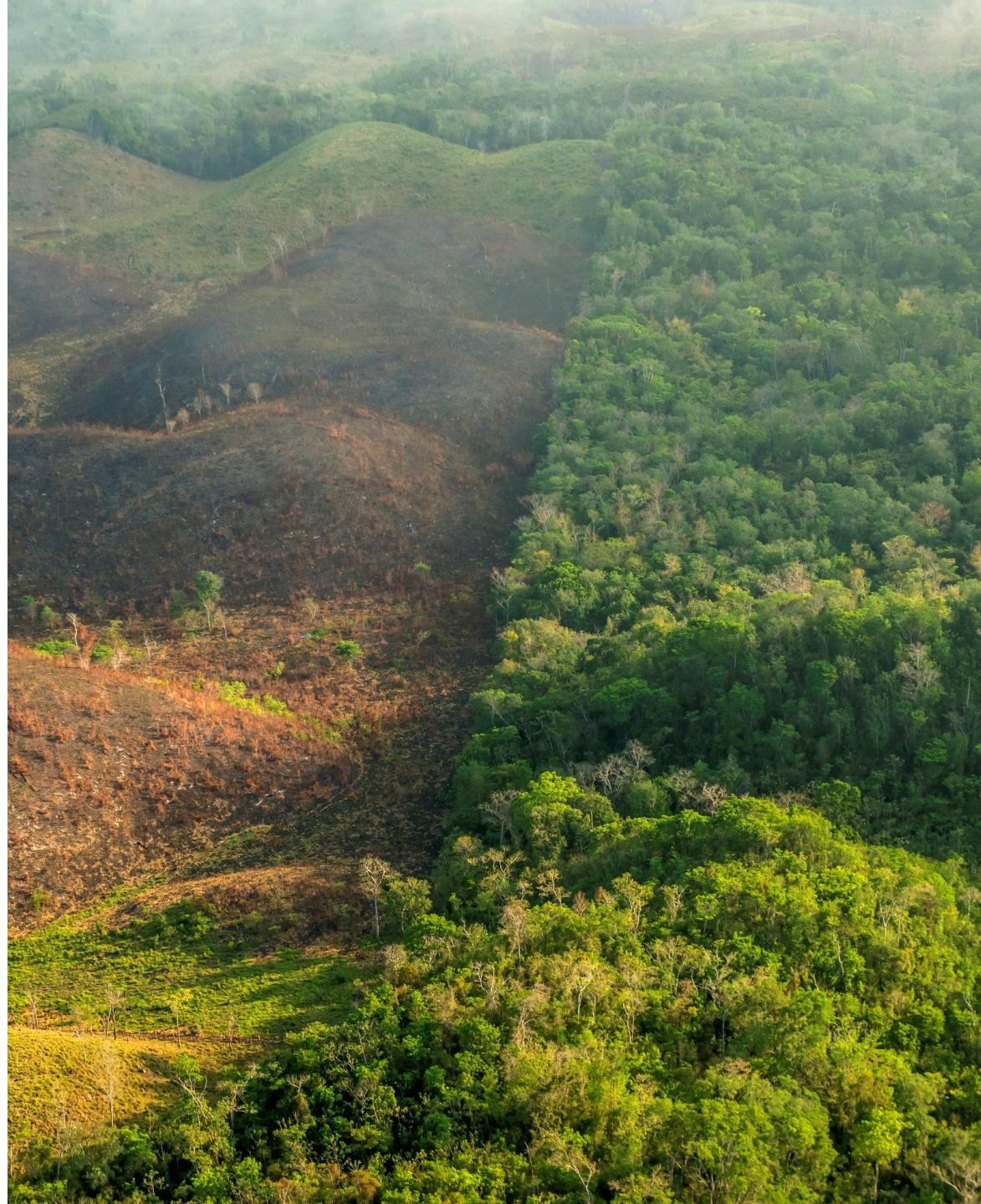
気候変動はすでに収穫に影響を及ぼしている。



食料の需要はますます高まっている。

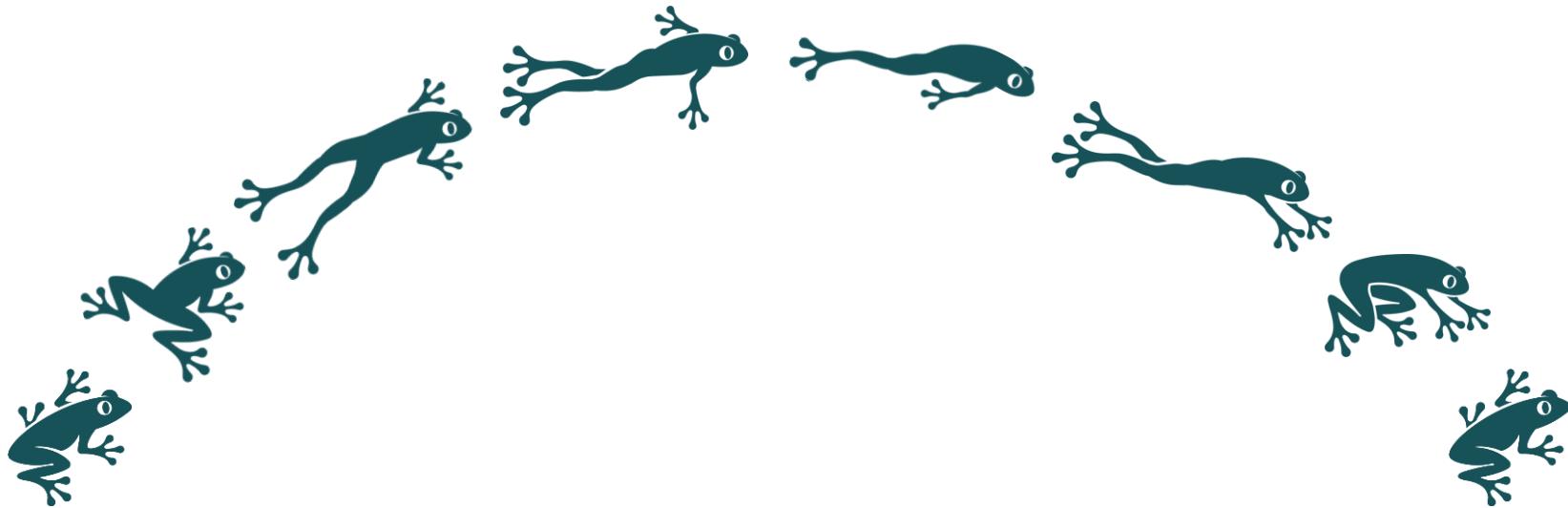


かつて経験したことのないスピードと規模で、誰もが一丸となって行動する必要がある。





私たちの世代が求めるもの



持続可能性

“害を及ぼさない”

再生可能性

“修復と復元”

ソリューション 規模と速さ

2030年までにアライアンスを農業生産者と林業
コミュニティの1億人に拡大します。

なぜ1億人なのか？

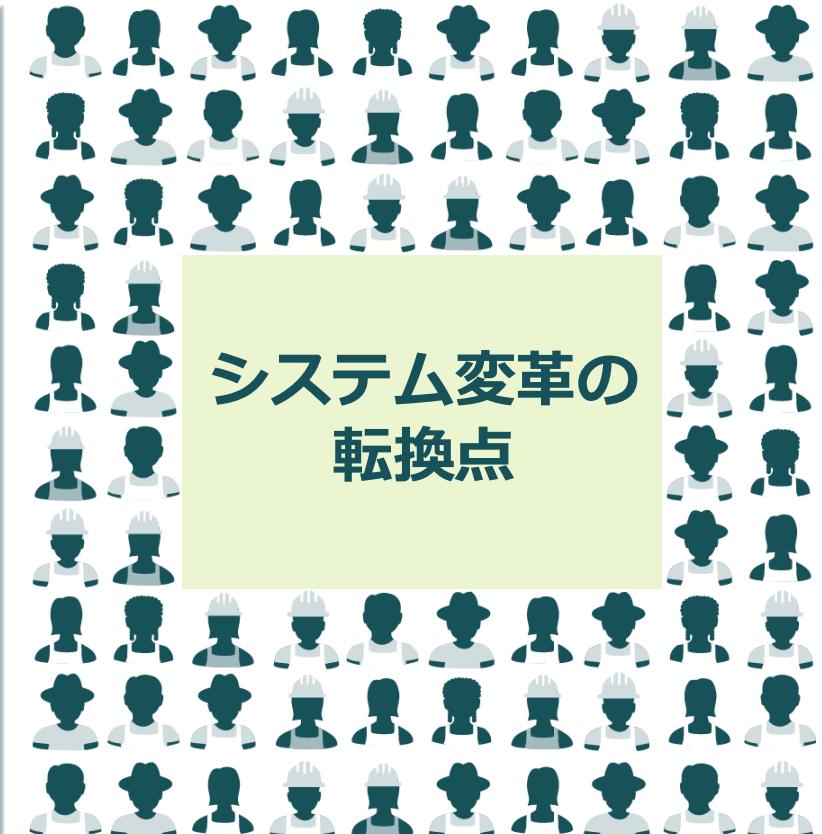
これは熱帯の森林地域
で働く約5億人の生産
者の約20%にあたる。

750万人



1億人

システム変革の
転換点





私たちの検証



すべての解決策に
加えて

2030年目標に向けた解決策の詳細



ハードルを上げる

他と一線を画す

持続可能性のリスク
を評価する

貴社のインパクトを
強める

法令順守（EUDRなど）をサポートし、上に行くほどインパクトのあるデータを提供する。

影響力を強化し、さらに前進させるための、現場でのさまざまなオプション・プロジェクト。



はじめに



認証プログラム関連文書

レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準 サプライチェーン要件

A-02-S-B-SC
第14版
JP

RAINFOREST
ALLIANCE

付属文書：拘束力のある文書

- ・ 認証に際して遵守する必要があります。

方針：拘束力のある文書

- ・ 特定の状況や文脈また、特定の地域や作物に適用される場合があります。
- ・ 認証に際して遵守する必要があります。

手引書：拘束力なし

- ・ 要件の実践に役立ちますが、認証に際して遵守は必須ではありません。

Knowledge Hub (ナレッジハブ)

Welcome to the Rainforest Alliance Knowledge Hub

One-stop shop for Rainforest Alliance information and resources

[View Documentation library](#)

Q. 探す CTRL + K



変更点の概要

サプライチェーン認証での変更内容の概要



サプライチェーン要件の合理化



検証レベルの簡素化

サプライチェーン認証審査の頻度の削減

サプライチェーン認証での変更内容の概要



サプライチェーン要件の合理化

- 要件の削減
- 要件の明確化
- 合計65%の削減
- 原則、小売店および製造加工を行わないブランドオーナーは認証不要



サプライチェーン認証での変更内容の概要

簡素化：

- 80の要件を合計**28要件**に
- 要件項目は**17**から**9項目**に
- 使用用語を簡素化し**17要件**にて明確化

1.管理	
1.1	管理
1.2	運営
1.3	内部監査
1.4	苦情解決制度
2.トレーサビリティ	
2.1	トレーサビリティ
2.2	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ
2.3	マスバランス
3.プレミアム	
3.1	プレミアム
4.社会	
4.1	社会

サプライチェーン認証での変更内容の概要

検証レベルの簡素化

- 検証レベルを5つのレベル（A-E）から3つのレベル（A-C）
- 遠隔審査の削除（追跡審査を除く）
- レベルAの認証保有者へのレインフォレスト・アライアンス発行の認可レターは引き続き継続

検証レベル	審査の頻度
A	審査なし
B	3年ごとの現地審査（36か月以内に1回）
C	2年ごとの現地審査（24か月以内に1回）

表1.検証レベル（「Certification and Auditing Rules for Supply Chain（サプライチェーン向け認証・審査規則）」2.3.4より）



サプライチェーン認証での変更内容の概要

サプライチェーン審査の頻度の減少

- 審査頻度の減少
- より柔軟な審査スケジュール

期待される成果

- 高リスク範囲と過去の不適合への重点的な対応
- 審査期間全体の短縮

品質の維持

サプライチェーン認証での変更内容の概要

取引ライセンスが不要

- 認証は要件を満たす限り有効で有効期限は検証レベルに基づく。
- オンライントレーサビリティで使用されたライセンス（1年有効）は不要。

期待される成果

- 管理負担の軽減
- 取引の混乱と遅延の減少



持続可能な農業基準 第1.4版の 段階的導入に関する方針



持続可能な農業基準 第1.4版の適用

2025年10月1日以降に行われるすべての審査は、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準第1.4版の適用対象となります。

以下の改訂された文書が拘束力を持つようになります。

持続可能な農業基準 第1.4版 サプライチェーン要件

付属文書 管理（第1.1版）

付属文書 トレーサビリティ（第1.3版）

付属文書 プレミアム（第1.3版）

付属文書 社会（第1.2版）

付属文書 用語集（第1.4版）

参照：

「持続可能な農業基準 第1.4版の段階的導入に関する方針」

以下の保証規則に関する文書は、10月1日には拘束力を持ちません。

Certification and Auditing Rules for Supply Chain v1.0（サプライチェーン向け認証・審査規則（第1.0版））

サプライチェーン向け認証および審査規則

- 10月1日または以降に審査を開始する認証保有者は、**第1.4版に対応する要件、検証レベルと自己査定リスト**を取得する必要があります。
- これには**8月1日以降にRACP上で自身の認証範囲の（再）確認**が必要



参照：
[「持続可能な農業基準 第1.4版の段階的導入に関する方針」](#)

[「RACP: サプライチェーン認証保有者向けユーザーマニュアル」](#)

- 認証及び審査は現行バージョンの保証規則 (Certification Rules v1.0 (認証規則 第1.0版) およびAuditing Rules v1.0 (審査規則 第1.0版)) に基づき実施されます。
- ライセンスが一時的に引き続き発行されます。



新検証レベル (SCRAレベル)

検証レベル	審査の頻度
A	審査なし
B	3年ごとの現地審査 (36か月以内に1回)
C	2年ごとの現地審査 (24か月以内に1回)

表1.検証レベル (「Certification and Auditing Rules for Supply Chain (サプライチェーン向け認証・審査規則)」
2.3.4より)

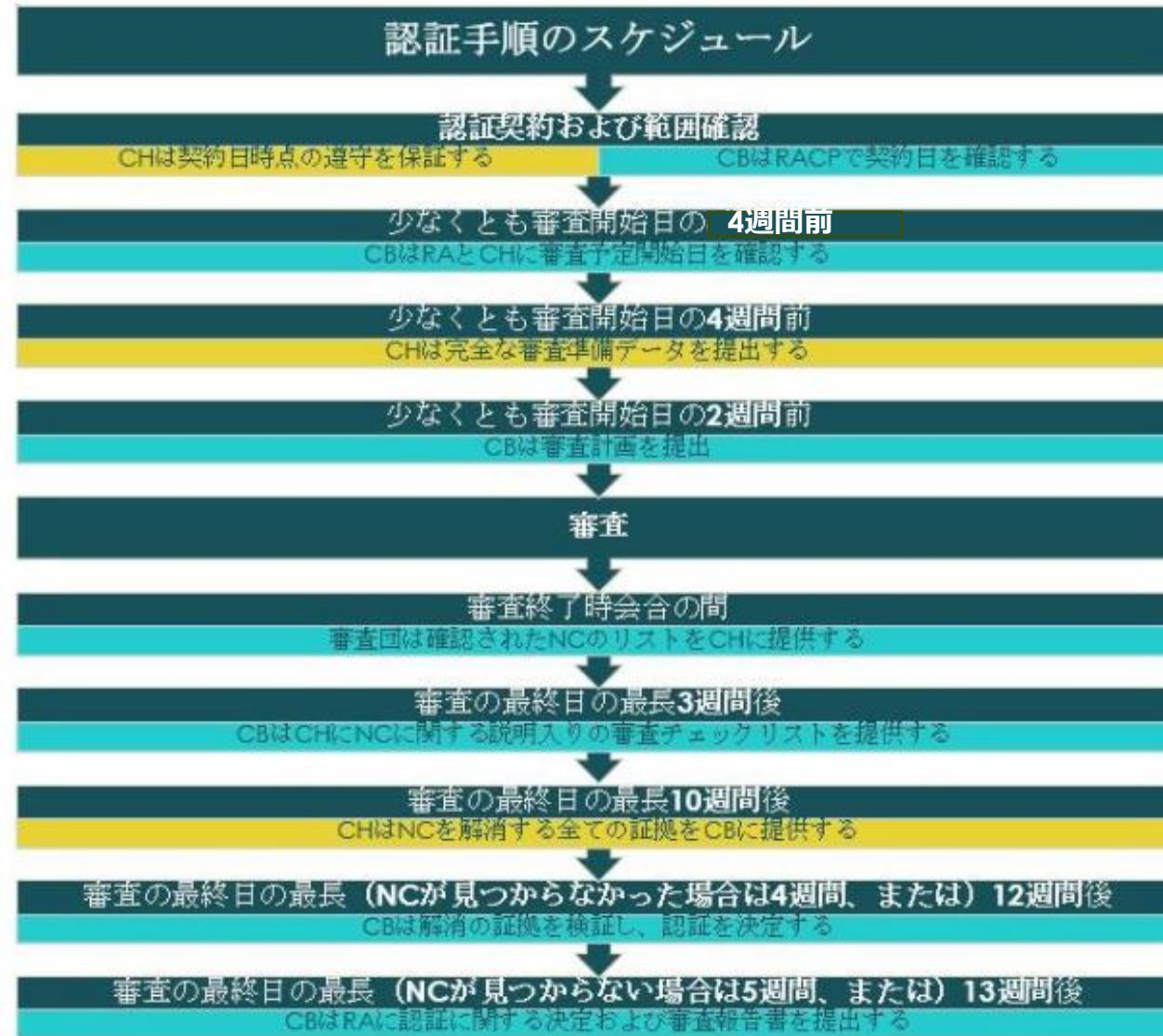


参照：
[「持続可能な農業基準 第1.4版の段階的導入に関する方針」](#)

「[RACP: サプライチェーン認証保有者向けユーザーマニュアル](#)」

シナリオ	SCRA&検証レベル	基準Ver	アクション	注
2025年10月1日以前にライセンスと認証書が失効 審査が9月30日までに実施される場合	旧SCRA、検証レベル5段階	第1.3版	今までにSCRAを完了し検証レベルを取得していない場合はCSに連絡	
2025年10月1日—2026年2月2日までに認証書も失効する場合 2025年10月1日—2026年2月2日までにライセンスが失効する場合で、 審査が10月1日かそれ以降2026年2月2日までに実施される場合	新SCRA、検証レベル3段階	第1.4版	8月1日以降にRACPで認証範囲の（再）確認とSCRAの実施	1.4版に対する最初の審査は、最後の審査日または現在の認証書の有効期限のいずれか早い方を基準に計算される。ただし前回のライセンス開始日から9ヶ月～15か月以内に審査が必要。 第1.4版に対する審査後に今回の審査開始日より有効な新しい新しい認証書を受け取る。有効期限は新SCRAのレベルに準ずる。
2026年2月2日以降に認証書が失効する場合	新SCRA、検証レベル3段階	第1.4版	8月1日以降にRACPで認証範囲の（再）確認とSCRAの依頼	1.4版に対する最初の審査は、最後の審査日または現在の認証書の有効期限のいずれか早い方を基準に計算される。次回の審査期限を反映した有効期限が設定された新しいライセンスが発行。 次回審査後に新認証書が発行される。 第1.4版に対する審査後に今回の審査開始日より有効な新しい新しい認証書を受け取る。有効期限は新SCRAのレベルに準ずる。
認可レター（Endorsement Letter）のみを持ちライセンスが10月1日またはそれ以降に失効する場合	新SCRA、検証レベル3段階	第1.4版	8月1日以降にRACPで認証範囲の（再）確認とSCRAの依頼	

認証手順のスケジュール



参照：
[認証規則 1.0版](#)
 P30



簡素化に関する方針

簡素化に関する方針

10月1日までに審査を受ける場合、または現在認可レター（Endorsement letter）を持つ企業のうちライセンスが10月1日までに失効する場合、第1.3版が適用になります。

→リスク査定、検証レベル、適用要件、自己査定 = 第1.3版

第1.4版に含まれない第1.3版の要件には適用要件リスト、自己査定に「非必須/Not mandatory」と記載されています。
認証保有者はそれらの要件に関する不適合を解消する必要はありません。

→審査を受ける場合は審査員に簡素化に関する方針を適用する旨を審査前に伝えてください。

注意：第1.3版の適用受ける企業のうち、本日までに認証範囲の確認およびサプライチェーンリスク査定の結果を受け取っていない場合、
customersuccess@ra.orgまで連絡をしてください。また、ナレッジハブより第1.3版を反映する適用要件をダウンロードしてください。

参照：
[「簡素化に関する方針」](#)



第1章：管理

第1章：管理 項目

- 1.1 管理
- 1.2 運営
- 1.3 内部監査
- 1.4 苦情解決制度

レインフォレスト・アライアンスは、組織が、効率的で透明性があり、包摂的で経済的に存立できる方法で管理されることが理想的であると考えます。これには、企業が、継続的な改善のための手順と手続きを備えた統合計画および管理システムを実施することが不可欠となります。本章では、査定、計画、実施、評価、調整という過程に沿って、管理および責任ある企業行動に関連する内容を取り上げます。

関連資料
[付属文書 管理（第1.1版）](#)



変更点の概要：管理

主な変更点：

管理計画のための規範言語：1.1.1（旧1.1.3）では、管理手順や具体的な責任など、管理計画に盛り込むべき事項がより明確に指示されるようになりました。これにより、サプライチェーン関係者に対してより正確な手引きが提供されます。

方針要件：1.1.2（旧1.1.4）が簡素化され、適用範囲が明確化されたことで、サプライチェーン関係者がどの方針が適用され、どのように実施すればいいか理解しやすくなりました。

ジェンダーおよび農場固有の参照を削除：1.1.3（旧1.1.5）では、ジェンダーおよび農場固有の文言が削除され、より幅広いサプライチェーン関係者に適用できる要件となりました。苦情処理と事前評価対処方式に焦点を当て、不必要的複雑性を排除しています。

運営負担の軽減：1.2.2（旧1.2.16）では、研修を受けた従業員の正式なリストを維持するという要件が削除されました。一方で、労働者が認証要件を満たすために必要なスキルと研修を受けていることを確実にすることに重点を置いています。

記録の長期保存：1.2.1（旧1.2.9）では、ISEALのベストプラクティスに合わせて記録保存期間が4年から5年に延長され、遵守状況の追跡における一貫性が向上しました。

変更点の概要：管理

主な変更点

削除された要件

- 1.2.5,
- 1.2.17,
- 1.4.2,
- 1.6.1,
- 1.6.2

1.1.1	管理	(旧1.1.3) 文章を調整して、次を明確にしました。管理計画に含めるべき手順についての規範的な文言を変更。統合：簡素化のため、第L3版の2.1.4項をこの要件に統合しました。
1.1.2	管理	(旧1.1.4) 文章を短くし、単純化しました。また、要件の範囲を明確にしました。
1.1.3	管理	(旧1.1.5) 削除：ジェンダー平等および農場に関する文言を削除しました。
1.2.1	運営	(旧1.2.9) 調整：ISEALに合わせて、年数を4年から5年に変更しました。
1.2.2	運営	(旧1.2.16) 削除：労働者の要件に関する一覧、および農場に関する文言を削除しました。
1.3.1	内部監査	(旧1.4.1) 文章を短くし、単純化しました。また、農場に関する文言を削除しました。
1.3.2	内部監査	(旧1.4.3) 削除：農場に関する文言を削除しました。
1.4.1	苦情解決制度	(旧1.5.1) 削除：要件1.3に記載されているため、苦情解決制度の委員会に関する記述を削除しました。



第2章：トレーサビリティ

第2章：トレーサビリティ

2.1 トレーサビリティ

2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ

2.3 マスバランス

関連資料

付属文書 [トレーサビリティ（第1.3版）](#)

「[茶類認証保有者向けオンライン・トレーサビリティにおける例外方針](#)」は追って案内があるまで、引き続き有効です。

認証製品は小売り業者から農場まで追跡可能で（マスバランスを除く）、認証を謳うまでの信用性と信頼性を保証する上でもトレーサビリティは重要です。

主な取り組み

- 認証品生産の正確な記録
- 認証品と非認証品を分ける
- 販売、転換、および商標使用の管理

強力なトレーサビリティシステムは消費者の信頼を築き、認証制度が正しく、公平に機能することを強化します。

変更点の概要：トレーサビリティ

主な変更点：

- 冗長的な要件の統合：2.1.3（旧2.1.11）は、数量の追跡を簡素化するために2.1.6と統合され、類似した要件の数を減らし、報告書作成プロセスを合理化しました。
- 文書の明確さの向上：2.1.4（旧2.1.12）には、必要な文書の例が追加され、サプライチェーン関係者がトレーサビリティ文書の要件を理解し、遵守しやすくなるよう、第1.3版の2.2.2と統合されました。
- 商標管理の簡素化：2.1.5（旧2.1.13）は2.2.4と統合され、認証製品に関する一般向けの商標の管理と検証のプロセスが簡素化されました。
- トレーサビリティプラットフォームにおける包括的な追跡活動：2.2.1すべての活動（引き換え、削除、販売、購入、確認など）がトレーサビリティシステムに正確に記録され、包括的な追跡が保証されるように、表現が調整されました。



変更点の概要：トレーサビリティ

- 支払条件に従ったロイヤルティ支払いの検証を裏付けるための要件（2.2.2）を追加
 - 責任の明確化を促進し、ロイヤルティの支払いが正確かつ透明性をもって行われることを確実にする**

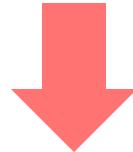
2.2.2 ロイヤリティ（使用料）は、使用許諾契約書（ライセンス同意書）、規約条件、および/または請求書に記載された支払い条件に従い、税控除なしに全額支払われる。

参考資料：「A-05-SCRL-B-CH 付属文書 トレーサビリティ」

ロイヤルティについての詳細は「[レインフォレスト・アライアンス使用許諾契約書一般条項](#)」を参照

変更点の概要：トレーサビリティ

2.1.12 文書には、トレーサビリティの種類と、認証製品の法的所有権および/または物理的所持が変更された場合のパーセンテージ(100%未満の認証の場合)が含まれている。これは、消費者向け最終製品の販売には適用されない。



2.1.4 入出荷に関する書類（供給契約、請求書、納品書など）には、**基準**、トレーサビリティの種類、および認証製品の法的所有権および/または物理的所持が変更された場合のパーセンテージ（100%未満の認証の場合）を含める必要がある。書類はトレーサビリティプラットフォーム上で報告される数量と一致していなければならない。

この要件は、消費者向け最終製品の販売には適用されない。

参考資料：「A-05-SCRL-B-CH 付属文書 トレーサビリティ」

変更点の概要：トレーサビリティ

主な変更点

削除された要件

2.1.4,
2.1.6,
2.1.10,
2.2.2-
2.2.5,
2.2.7,

21.1	トレーサビリティ	(IB2.1.3)
21.2	トレーサビリティ	(IB2.1.9)
21.3	トレーサビリティ	(IB2.1.1) 総合：簡素化のため、第1.3版の要件2.1.6と統合しました。
21.4	トレーサビリティ	(IB2.1.12) 調整：文書化の例を挙げて明確にし、第1.3版の要件2.2.2を統合して簡素化しました。
21.5	トレーサビリティ	(IB2.1.13) 総合：両者とも商標申請に関する記述であるため、第1.3版の要件2.2.4の文言と統合しました。
21.6	トレーサビリティ	(IB2.1.7)
22.1	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	調整：システム内で実践されるすべての活動を網羅するよう、表現を明確にしました。
新規要件	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	追加：保証過程を通じて、手数料（ロイヤリティ）の支払いに関する検証を支援する旨を追加しました。
22.2	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	
22.3	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	(IB2.2.6)
23.3	マスバランス	(IB2.3.5)
23.4	マスバランス	(IB2.3.3)
23.5	マスバランス	(IB2.3.4)



「茶類認証保有者向けオンライン・トレーサビリティにおける例外方針」

- 例外方針に基づき、現在もオンライン・プラットフォームでのトレーサビリティ報告が免除されています。
- 一次加工業者および梱包業者と定義される認証保有者においては専用申請フォームを用いて認証数量の加工についての報告を実施し、レインフォレスト・アライアンスがオンライン・プラットフォームへの入力を代行しています。また、または小売りブランドナーが自らプレミアム（旧SD/SI）を支払う場合にも専用申請フォームを用いて引き換えの報告が必要です。
- すべての茶類認証保有者は引き続き、購入、受領、加工、梱包、出荷、販売の過程全体を通して、トレーサビリティが維持されていることを示す証拠を審査員に提供する責任を負います。

資料：

「茶類認証保有者向けオンライン・トレーサビリティにおける例外方針」



第3章：プレミアム

第3章：プレミアム 項目

3.1 プレミアム

関連資料

[付属文書 プレミアム（第1.3版）](#)

プレミアム：

市場価格、品質に対する割り増し料金、その他の差額に上乗せして生産元の農場認証保有者に対して支払う、追加の金銭的支払い。

責任の共有を促進

- ・持続可能性のための費用は生産者とバイヤーの間で公平に分配されます。
- ・プレミアムの章ではこの共有の投資がどのように機能するかを定義しています。
- ・プレミアムはバランスを回復し、持続可能な農業を支援するための手段です。



「責任の共有」への新たな取り組み

2020持続可能な農業基準では、サステイナビリティ差額（SD）およびサステイナビリティ投資（SI）を以下を目的として導入しました。

- ・ サプライチェーン全体での責任の共有を向上させること
- ・ 公正なサプライチェーンの促進
- ・ 持続可能性という観点での「頂上を目指す競争」の創出

これまでのアプローチから得られた結論：

- ・ 野心的な取り組みながら、市場関係者による受け入れには課題があった
- ・ 貴重な知見の提供
- ・ 私たちは学び、適応し、進化し続けているということ



新しいアプローチ

- 関係者の皆様から、「SD」と「SI」という用語が不必要に複雑であるという指摘を受け、今後は「**プレミアム**」という用語の使用に変更。
- これまでSDとSIの**両方**を通じて行なわれていた投資（現金および現物）を、数量ベースの单一かつ簡素化された金銭的支払いのみのプレミアムに統一。
- プレミアム支払い以上のことを行い、数量に関係のない農場または農場生産者団体に特定の投資を行いたい企業やブランド向けに、持続可能な農業基準の枠組みの外でそのような投資を行うための仕組みを、別途開発中です。

変更点の概要：プレミアム

主な変更点：

- プレミアム支払い条件の簡素化：3.1.2（旧3.2.4）は3.2.3および3.2.5と統合され、冗長性が低減され、サプライチェーン関係者がプレミアム支払いを理解し、管理しやすくなりました。この要件は、契約がプレミアムの支払い額と条件を定め、これらの支払いが現物ではなく全額行われることを保証しています。
- プレミアム報告の正確性：3.1.1(旧3.2.7)では、プレミアムの支払いが該当する場合は必要最低金額を満たし、システムに正確に報告されることを保証します。これは、透明性を維持し、生産者が公平な取り分を受け取るようにするために重要です。

旧3.4生活賃金支払いへのサプライチェーンの貢献（自己選択）は削除

変更点の概要：プレミアム

主な変更点

3.1.1	プレミアム	(旧3.2.7)
3.1.2	プレミアム	(旧3.2.4) 統合：第L3版の要件3.2.3および2.3.5と統合しました。

削除された要件

- 3.2.3,
- 3.2.5,
- 3.2.6,
- 3.3.4-3.3.6,
- 3.4.1-3.4.4,

プレミアム

プレミアムの責任を負う事業体：

- ・ **第一バイヤー**：（対象農作物） コーヒー、カカオ、加工済み果実とココナッツ油、ナッツ、ハーブとスパイス類、その他の農作物
- ・ **輸入業者**：（対象農作物） バナナとその他の生鮮果実
- ・ **ブランドオーナー**：（対象農作物） 茶類

プレミアムに関する契約または署名済み合意書（価格と（期間とサイクル別の）条件）

- ・ **第一バイヤー**：農場認証保有者と交渉。農場認証保有者と合意したプレミアム価格と条件は契約または署名済みの合意書に含める。
- ・ カカオはプレミアムの最低金額を定めています。合意するプレミアムの金額は、この金額以上。
(XOFまたはXAFを使用しているアフリカ諸国：カカオ豆1トンあたり63ユーロ/
世界の他のすべての地域：カカオ豆1トンあたり70米ドル)
- ・ **輸入業者**：サプライヤーと交渉。合意したプレミアム価格と条件は、契約書に記載。

輸入業者が農場認証保有者から認証数量を直接的に購入していない場合：

原産国のサプライチェーン認証保有者（第一バイヤーや輸出業者など）が、農場認証保有者と交わす契約または署名済み合意書に交渉したプレミアム価格と条件を含める。
農場認証保有者と直接契約するサプライチェーン認証保有者が、プレミアムの金額を農場認証保有者に送金。



プレミアム

プレミアムの報告：

農場認証保有者は、販売取引をトレーサビリティプラットフォームに記録する際、契約または署名済みの合意書に定められたプレミアムの金額を、取引詳細の「合意済みのプレミアム」欄に入力する。

現地の通貨で規定されたプレミアムの金額は、ユーロまたは米ドルに換算して記録。

- **第一バイヤー**：トレーサビリティプラットフォーム上で記録されたプレミアム金額を「確認/Confirm」または「拒否/Reject」する。
- **輸入業者**：農場認証保有者と第一バイヤーとの間で合意済みのプレミアムが、プラットフォームに記録されている。

プレミアム（茶類）

- 支払い責任者は**ブランドオーナー**。
外食サービスおよび小売ブランドオーナーの場合は、ブランドオーナーのために製品製造を実施する業者（梱包業者）が数量を引き換え、プレミアムの金額を支払うことが可能ですが、ブランドオーナーは梱包業者が代理で支払ったプレミアムを払い戻さなければなりません。
- 数量に応じてプレミアムの金額を支払う。
- 農場認証保有者への支払いはレインフォレスト・アライアンスの決済サービス（Convera）を通して行われ、請求書はブランドオーナーへ送付される。
- オンライントレーサビリティにおいては「茶類認証保有者向けオンライン・トレーサビリティにおける例外方針」が適用される。



SD/SIからの移行

要件3.1.1 プレミアムの報告

2025年10月1日以降、トレーサビリティ・プラットフォーム（および茶類用のエクセルアップロード機能）は、SD/SIデータ情報の収集項目を廃止し、代わりにプレミアムデータの収集に切り替わります。

農場認証保有者とサプライチェーン認証保有者間の連絡が不可欠となり、すべての関係者が合意書/契約書にSD/SIが言及されている可能性がありながら、システムがプレミアムデータを収集する点について認識していることを確認する必要があります。

参照：
[「方針：サステイナビリティ差額およびサステナビリティ投資からプレミアム方針への移行」](#)



SD/SIからの移行

要件3.1.2 プレミアムに関する契約または署名済み合意書

2025年10月1日以降に農場認証保有者が販売する数量に関する契約については、2026年4月1日までに契約内容を更新し、SD/SIの代わりにプレミアムに関する言及を含める必要があります。

2025年10月1日以前に契約が交渉されている場合、認証保有者は契約内容を調整し、プレミアムに関する言及を含めることができます。

茶類に関しては契約要件はありません。

参照：

[「方針：サステイナビリティ差額およびサステイナビリティ投資からプレミアム方針への移行」](#)



第4章：社会

第4章：社会 項目

4.1 社会

関連資料
付属文書 社会 (第1.2版)

労働者が自分自身と家族のためにより良い労働条件と生活条件を達成できること、移民、子供、若者、女性などの社会的弱者に特別な注意を払いつつすべての人々の平等と尊重を促進すること、そして認証組織における人権と労働権の保護を強化することを目指しています。

変更点の概要：社会

主な変更点：

ジェンダー平等および委員会に関する記述の削除：4.1.1（旧5.1.1）では、ジェンダー平等や特定の委員会の必要性に言及しなくなりました。この変更により、サプライチェーン関係者の要件が簡素化され、ジェンダー関連や農場特有の遵守に煩わされることなく、重要な社会的リスクへの対応に集中できるようになります。

任意のリスク査定ツールの使用：4.1.2（旧5.1.2）では、リスク査定は必須要件ではなくツールであることを明確化しました。これにより、サプライチェーン関係者は、リスクレベルに応じて選択したリスク査定ツールを、より柔軟に使用できるようになり、遵守がしやすくなりました。

監視と改善の合理化：4.1.3および4.1.4（旧5.1.3と5.1.4）では、サプライチェーンレベルでの指標の収集と報告の要件を削除しました。これらの変更により、サプライチェーン関係者は、大規模なデータ収集という負担を増やすこと、実用的なリスクの監視と改善措置に専念できるようになります。

旧5.2-5.6は削除

変更点の概要：社会

主な変更点

削除された要件

5.2.1-5.2.3,
5.3.1-5.3.3,
5.3.5,
5.3.6,
5.3.8,
5.5.1-5.5.3,
5.6.1,
5.6.2,
5.6.4,
5.6.7-5.6.16

4.11	事前評価対処方式	(旧5.11) 削除：要件11.3で取り上げているため、簡素化のためジェンダー平等および委員会に関する記述を削除しました。
4.1.2	事前評価対処方式	(旧5.12) 削除：農場に関する文言を削除しました。
4.1.3	事前評価対処方式	(旧5.13) 削除：サプライチェーンレベルでは収集されないため、指標に関する記述を削除しました。
4.1.4	事前評価対処方式	(旧5.14) 削除：サプライチェーンレベルでは収集されないため、指標に関する記述を削除しました。

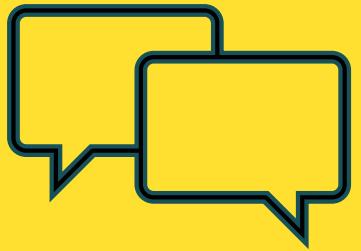


その他の章



旧要件6.6 廃水管理

6章：環境はサプライチェーン要件より削除されました。



質疑應答

質問

回答

遠隔審査と追跡審査の違いをご説明いただきたく思います。

遠隔審査：これまで（旧）検証（SCRA）レベルごとに設定されていた審査の種類の一つです。検証レベルB – Dの場合に設定されていたものです。一般的に実地審査ではなくオンラインコールや電話など、審査員が企業に訪問せず実施する審査です。

追跡審査（フォローアップ審査）：審査時の不適合の解消について提出された根拠資料などからは検証が十分にできない場合に実施される審査です。

新3段階検証レベルにおいては審査頻度がレベルによって異なる代わりに、実地審査のみとなります。

「原則、小売店・製造加工を行わないブランドオーナーは認証不要」 の部分について具体的に教えてください。

改訂されたサプライチェーン向け認証・審査規則に基づき、梱包、加工などの活動が含まれない小売り、ブランドオーナーについては認証が不要になります（ただし適用となるのは認証・審査規則が拘束力を持ってからとなります）。

なお、これまでにすでに認証を取得している小売り、ブランドオーナーについては引き続き認可・ライセンス更新手続きの実施が必要です。

すでに申請を完了し、pendingとなっている場合、どのように簡易要件の適用を申請するのでしょうか。

どの状況でのPendingかなどがわかりかねますので、企業ごとの個別の状況については、別途メールでご相談いただけますでしょうか。

4章社会は、日本のみの活動であれば対象外との説明でしたが、どこか文書に記載されておりますでしょうか？

持続可能な農業基準は元々リスクベースの保証と個別の状況を考慮し状況に適した要件を提供するものとして成り立っています。人権や労働者の権利侵害のリスクが高い場所に対して社会の要件が適用されるようになっています。詳細は[こちら](#)をご参照ください。

**RAINFOREST
ALLIANCE**

rainforest-alliance.org



**RAINFOREST
ALLIANCE**